



いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 マウントあかねは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のアからウに該当すると認められるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）第8条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、マウントあかねに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 マウントあかねは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定によりマウントあかねが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、マウントあかねが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、マウントあかねが宿泊客に告知したときに限ります。

3 マウントあかねは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあり

ます。

(マウントあかねの契約解除権)

第7条 マウントあかねは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす  
るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のアからウに該当すると認められるとき。  
ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力  
イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。  
ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた  
とき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 茨城県旅館業法施行条例第8条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずらその他マウントあかねが定める  
利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 マウントあかねが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ  
提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、マウントあかねのフロントにおいて、次の事項を登録し  
ていただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他マウントあかねが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る  
方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただき  
ます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客がマウントあかねの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時ま  
でとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終  
日使用することができます。

- 2 マウントあかねは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に  
応

じることがあります。この場合には、超過30分（30分未満の場合は30分とする）ごとに550円の追加料金を申し受けます。

（利用規則の遵守）

第10条 宿泊客は、マウントあかねの施設内においては、マウントあかねが定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第11条 マウントあかねの主な施設等の営業時間及び、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のご利用ガイド冊子等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間：

ア 門限 午後11時

イ フロントサービス 午前7時から午後8時まで

(2) 飲食等(施設)サービス時間：

ア 朝食 午前7時00分から午前9時まで

イ 夕食 午後6時から午後8時まで

ウ 売店 午前7時から午後8時まで

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はマウントあかねが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又はマウントあかねが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 マウントあかねが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（マウントあかねの責任）

第13条 マウントあかねは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがマウントあかねの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 マウントあかねは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第14条 マウントあかねは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 マウントあかねは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、

宿泊契約基本料金の70%の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、マウントあかねの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 マウントあかねでは、宿泊客の手荷物、携帯品等の保管に関しましては、次条第1項に規定する場合を除き、保管をお断りいたします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立ってマウントあかねに到着した場合は、その到着前にマウントあかねが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がマウントあかねに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、マウントあかねは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についてのマウントあかねの責任は、その手荷物又は携帯品の種類が明示されたものに限り、滅失、棄損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、その損害を賠償します。

4 マウントあかねは、第1項の手荷物の中に現金及び貴重品が含まれることをご遠慮願う場合があります。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客がマウントあかねの駐車場を御利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、マウントあかねは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、マウントあかねの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失によりマウントあかねが損害を被ったときは、当該宿泊客はマウントあかねに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料)) ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食(①に含まれるものを除く) ④ サービス料(③×10%)
	税金	消費税

備考1 基本宿泊料は、別途掲示する料金表によります。

2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事を提供したときは大人料金を、子供用食事を提供したときは50%をいただきます。

3 寝具及び食事を提供しない幼児については無料とします。(ただし、寝具を提供した場合は、1,100円をいただきます。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	前日17時以降～ 当日	7日前～ 前日17時まで
違約金料率	100%	100%	20%

(注)1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。